債券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債券				
	社　債　券	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計				
受益証券		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	うち上場証券投資信託	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
電子記録移転権利		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
その他		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

（注意事項）

１　有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

２　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

３　「取引戦略の類型」の欄には第328条第４号イの取引戦略の類型を記載すること。